

会議の公開・非公開について（案）

下水道施設の包括的管理委託検討部会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下、条例という。）第 31 条に基づき、公開します。

ただし、以下の条例第 31 条ただし書（3）に該当する以下の審議事項は、非公開とします。

＜非公開とする審議事項＞

検討部会の審議事項	日時	理由等
現委託の評価と次期契約の考え方等について	第 1 回検討部会 （本日）	公募要項に関連する内容が公開前に漏えいするため
入札参加資格、評価基準等について	第 2 回検討部会	公募要項に関連する内容が公開前に漏えいするため
応札者提案の評価について	第 3 回検討部会	評価における適正な審査が阻害される可能性があるため
受託候補者の決定について	第 4 回検討部会	評価における適正な審査が阻害される可能性があるため

【参考】横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合